

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、継続的な企業成長を実現するためには、株主の利益を最大限に尊重することを第一義に、当社を取りまくステークホルダー（従業員、顧客、取引先等）に対して公正にその要求を満足させるものとし、経営の健全性、効率性を高め、迅速な意思決定を図るとともに、高い透明性、コンプライアンスを図ることが最重要課題と認識しています。

また、トップ自ら率先してIR活動を実施し、適時適切なディスクロージャーを図り、企業の透明性を高めています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使の環境づくり、招集通知の英訳】

議決権電子行使プラットフォームの利用については、平成30年開催の第42期定時株主総会より導入しております。なお、招集通知の英訳については、平成30年3月末時点で外国法人等の持分が4.3%のため実施しておりません。今後、必要に応じて検討を行います。

【補充原則1-2-5 信託銀行名義で株式保有する機関投資家の株主総会における議決権行使】

当社は、基準日時点において、株主名簿に記載されている議決権を有する株主を、議決権の行使が可能な株主としております。信託銀行等においても、議決権の分割行使がなされていることから、特にその行使を信託銀行以外に認めておりません。

【補充原則4-1-3/補充原則4-3-2/補充原則4-3-3 後継者計画の策定及び最高経営責任者（CEO）等の選解任】

当社は、CEOの後継者計画の策定・実施並びに選解任については、現状の取締役会の構成により、後継者候補に必要な価値観、能力、行動統制等を審議のうえ計画的に進めることを取締役会で確認しております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社では、平成24年6月より独立社外取締役を1名選任しております。原則の趣旨をよく理解し積極的に対応するため、独立社外取締役は2名以上選任することが望ましいと考え、候補者の選定を行っております。その選任に関しましては、会社経営に関する豊富な経験と高い見識が必要と判断しております。

【補充原則4-8-2 筆頭独立社外取締役の互選、経営陣・監査役及び監査役会との連携】

独立社外取締役は現在1名ではありますが、各取締役、経営陣との連絡・調整、監査役との連携体制は構築されております。

【補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用】

当社は、社外取締役増員の検討を行っております。また、業務執行取締役及び独立社外取締役により取締役会が構成されており、現状の構成により取締役会の機能の独立性・客観性等が担保できているものと考えております。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、資本コストの重要性を認識し、今後取り組むことを検討しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

現在保有している株式については、取引関係が特に重要な会社にのみ限定しております。今後においても、必要に応じて保有意義、経済合理性を検証いたします。

政策保有株式に関する議決権行使については、議案の内容を検討し、その発行会社の株主価値の向上に資するものか否かを判断したうえで、すべての議案に対して議決権を行使いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役の利益相反取引及び競業取引を取締役会の付議・報告事項としており、取引毎に取締役会による事前承認及び結果の報告を実施しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業型確定拠出年金制度を導入し、運用しておりますが、企業年金の積立金の運用は行っておりません。

【原則3-1 情報開示の充実】

1. 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

経営理念や経営戦略、経営計画を当社ホームページ、決算説明資料等にて開示しております。

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスの基本方針については、今回の検討を踏まえ、上記「1. 基本的な考え方」に沿って作成し、ホームページ等にて開示いたします。

- 3.取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
同規模の報酬水準を参考に、定時株主総会後の取締役会において、固定報酬に前期業績に連動する業績連動報酬を加算し、個別の報酬額を決定しております。
- 4.取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
社外役員の選任ガイドラインは、補充原則4-11-1にて、社外役員の独立性基準は原則4-9に示しております。
取締役・監査役の解任については、その能力、資質等に疑義が認められるに至った場合、取締役会で協議を行い、解任すべき正当な理由があると判断した時は、株主総会に解任議案を上程いたします。
- 5.取締役会が上記4.を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
取締役・監査役候補者の個々の選任理由については、株主総会招集通知にて開示いたします。
- 【補充原則4-1-1 取締役会の判断・決定、経営陣に対する委任の範囲の開示】
取締役会は取締役会規程で定められた決議事項、経営に係る重要事項について判断し、決定を行っております。
- 【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
会社法及び東京証券取引所上場規定に定める基準に基づき、会社経営若しくは業界に関する豊富な経験等を重視して選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者を独立役員として選定しております。
- 【補充原則4-11-1 取締役の選任方針等の開示】
当社は専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成し、取締役会の機能が最も効率的に発揮できる員数を維持することとし、業務執行取締役若干名の他、各子会社の社長及び独立社外取締役、並びに監査役(うち2名の社外監査役)の構成としております。
- 【補充原則4-11-2 取締役のほか上場会社の役員兼任状況の開示】
取締役・監査役の兼任については、法令上の適正性の確認に加えて、兼任先の業務内容・業務賦課等を踏まえ、取締役会決議によって決定いたします。また、兼任数についても、必要最低限にとどめます。現在のところ、社外役員以外は、兼任はありません。
なお、個別の役員兼務状況については、株主総会招集通知や有価証券報告書にて開示しております。
- 【補充原則4-11-3 取締役会の実効性分析・評価の実施と開示】
取締役会の実効性については、各取締役に外部の専門機関によるアンケートをとる等取締役会の実効性評価の体制を構築し、取締役会の運営、議事内容などについて分析・評価を行っております。
- 【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング方針の開示】
取締役・監査役がその役割・責務を適切に果たす為に必要なトレーニング及び情報提供を適宜実施いたします。特に、新任の取締役・監査役には事業内容の説明だけでなく、コンプライアンス・法務事項の説明・講習・eトレーニング等、重点をおいて行います。また、グループ全体の情報共有を促進するため、グループミーティングを行っております。
- 【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
取締役への対話(面談)の申込については、面談の目的及び内容の重要性、面談者の属性等を考慮のうえ、対応を検討いたします。なお、株主との実際の対話(面談)については、統括管理部を窓口とし、可能な範囲で、情報取扱責任者及びIR担当取締役が対応いたします。アナリスト・機関投資家向けに開催しております半期毎の決算説明会においては、社長及びIR担当取締役が説明を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
加賀電子株式会社	881,000	4.86
株式会社SBI証券	466,131	2.57
竹中 隆	449,920	2.48
須々田 純	436,900	2.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	370,700	2.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	329,800	1.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	277,900	1.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	249,800	1.38
株式会社三菱UFJ銀行	225,000	1.24
三井住友信託銀行株式会社	222,000	1.22

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

大株主の状況に記載していませんが、当社は自己株式4,708,712株を保有しております。

平成29年12月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、大和証券投資信託委託株式会社及びその共同保有者2社が平成29年11月30日現在で株式を所有している旨が記載されているものの、当社として平成30年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
林 啓之	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」、
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
林 啓之	○	_____	金融機関等での幅広い経験と高い見識を有しており、実践的な視点で社外取締役としての役割である監督機能を遂行、当社取締役会の機能強化が図れると考えられることから、選任いたしました。 なお、当該取締役は一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、当社との関係においてもコーポレートガバナンスに関して適正な助言、指導等を行いうる十分な独立性を有すると認め、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人は、公正普遍の立場から監査が実施される環境を整備するとともに、監査役並びに内部監査室とも意見交換を実施し、内部統制の充実に努めています。

また、監査役と内部監査室とは、年間の監査計画の立案及びその運営につき、その都度連携を図って実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
上道 俊和	他の会社の出身者													
四宮 章夫	弁護士													

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上道 俊和	○	――	長年にわたる企業経営の実績から経営に係わる高度な能力・見識を有しているため、客観的な立場から社外監査役としての役割である監査機能を果たしていただけたと考え選任いたしました。 なお、当該社外監査役は一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、当社との関係においてもコーポレートガバナンスに関して適正な助言、指導等を行いうる十分な独立性を有すると認め、独立役員に指定しております。
四宮 章夫		――	弁護士として豊富な経験を有しており、社外の独立した立場からの視点を監査に反映させて当社監査役会が活性化し、社外監査役としての役割である監査機能を果たしていただけたと考え選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は、会社の業績や経営内容、経済情勢等を総合的に検討の上、固定枠及び業績連動部分を算定し、株主総会で承認された総額の範囲内において、取締役会で審議の上、決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書に取締役の年間報酬総額を記載しております。また、取締役の報酬額について平成24年6月22日開催の定時株主総会において、平成13年6月27日開催の定時株主総会で承認の月額20百万円以内から、より機動的な報酬政策の運用を可能とするため、月額報酬から年額報酬に改め、取締役の月額報酬額の年間合計額である240百万円以内(うち社外取締役の報酬額は年額20百万円以内)に改定いたしました。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

固定報酬に前期業績に連動する業績連動報酬を加算し、個別の報酬額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役は常勤監査役と綿密に連携を図りながら、随時経営課題について取締役に対して指導を行っており、また取締役会では各議案に対して積極的な意見具申を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- (1) 当社における経営管理組織としては、経営課題等に関する意思決定及び業務執行の監督機関として「取締役会」、監査機関として「監査役会」を設置しております。
- (2) 平成30年3月31日現在の取締役会は、取締役5名(うち1名は代表取締役、1名は社外取締役)で構成されており、定期的開催するほか、適宜臨時に開催し、活発な意見交換によって活性化した運営をし、迅速な経営課題等の意見交換と効率的な業務執行を行っております。
- (3) 経営陣のダイナミズムを保ち、取締役の責任と権限を明確にして経営に当てるため、取締役の任期を1年としております。
- (4) 平成30年3月31日現在の監査役会は、監査役3名で構成されており、必要都度開催され、年初に決定した監査方針及び監査計画に基づいて実施した監査の結果を報告し、相互に意見・情報の交換を行うとともに、定期的に開催される取締役会に出席して意見を述べることを通じて、取締役の職務執行を監査しております。
- (5) 事業子会社においては、社長の諮問機関として、取締役、監査役及び部長をもって構成する「経営会議」の運営を充実し、その審議内容を取締役会に反映して、的確な執行決定を徹底しており、当社へ報告するよう義務づけております。
- (6) 内部監査組織としては、グループ内全社に内部監査室を設置し、年度監査計画に基づいて、業務の効率性、合理性及びコンプライアンスの観点から、全ての部門及び子会社の業務監査を実施し、各部門における内部統制上の問題点を指摘して、部門毎に改善案を提示させ、改善事項の実施状況のチェックを行うことにより、業務の健全性の改善・向上に努めております。また、内部監査及び監査役監査並びに会計監査は子会社だけでなくグループ全体での相互連携を図り、監査業務の品質向上に最善を尽くしております。
- (7) 取締役の指名及び報酬の決定は、取締役で客観性の確保を図りながら、審議の上、決議しております。

(8) 取締役の報酬は、会社の業績や経営内容、経済情勢等を総合的に検討の上、固定枠及び業績連動部分を算定し、株主総会で承認された総額の範囲内において、取締役会で審議の上、決定しております。監査役の報酬は、取締役の報酬同様に総合的に検討の上、株主総会で承認された総額の範囲内において、監査役会で審議の上、決定しております。

(9) 当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としており、定款にも定めがあります。責任限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の社外取締役1名及び社外監査役2名は、当社と人的関係、または取引関係その他の利害関係はなく、当社事業から独立した視点により、経営に対する監督及び監査が行われていると考えております。社外取締役は、独立した立場から取締役及び取締役会の監督機能を強化する役割を果たしております。また、社外監査役は、常勤監査役と綿密に連携を図りながら、随時社内からの十分な情報収集を行っており、監査役会の監査機能を強化する役割を果たしております。このような、社外取締役と社外監査役が適切に機能するコーポレートガバナンス体制を採用することにより、取締役会における適切かつ効率的な意思決定が担保され则认为しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆さまが十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送を法定期日より2日以上前に発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	予想される総会集中日の1週間程度前倒した日程にしております。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法(インターネット)により、議決権を行使することができます。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	平成30年開催の第42期定時株主総会より、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用した議決権行使を可能としています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び中間決算の発表後に、証券会社、アナリスト、機関投資家の参加を募り、代表取締役社長及び常務取締役統括管理部長が出席し、決算の内容、経営計画等について決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、四半期決算短信、決算説明資料(年次、半期)などをホームページに掲載しております。 また、決算短信、四半期決算短信等については、英文による掲載も行っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	常務取締役統括管理部長が担当しております。	
その他	証券会社幹旋などによる説明会を実施しております。また、工場見学会をアナリスト・機関投資家の希望により開催しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営戦略に「小回りを効かせて顧客の利便性を向上させる」を掲げております。情報システム管理規程、情報セキュリティ管理規程、個人情報管理規程等、適宜規定を設けて運用しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	信頼性のある財務及び事業活動の適時適切な情報開示

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社グループの取締役及び使用人の職務執行の体制、これを支えるためのリスクマネジメント、内部監査の体制、監査役による監査が実効的に行われるための体制の整備について、以下の施策を実施する。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、社長を委員長とする「内部統制委員会」において、内部統制システムの構築・維持・向上並びに内部統制に係る重要事案について審議し、取締役会に報告する。
- (2) 当社グループは、コンプライアンスに関する規範体系を明確にし、また、取締役及び従業員がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として捉え、業務運営にあたる心構え、指針と具体的な遵守事項を規定した「コンプライアンス規程」に従い行動する。
- (3) 当社統括管理部がコンプライアンスに係る業務を担当し、一定の重要事項の決定について、社内外の専門部署と連携を図り、事前に違法性等を検証する体制をとり、更に徹底した運営を図る。
- (4) 法令違反その他のコンプライアンス違反の未然防止及び早期発見、是正を図るため、「相談・通報制度」に基づき当社グループの全ての役職員が利用できる内部通報窓口を設置する。
- (5) 会社は通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わない。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 「取締役会規程」「監査役会規則」「インサイダー情報管理規程」「文書管理規程」「情報セキュリティ管理規程」に基づき、各種文書、帳票並びに情報について、適切に作成、保存、管理する。
- (2) 電磁的な情報は、ファイアーウォールを施したサーバーに一元的にファイルされ、定期的にデータのバックアップを行う。
- (3) 個人情報の管理については、「個人情報管理規程」に従い統括管理部が主管する。
- (4) 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」に従い、不測の事態が発生した場合、損害・影響額を最小限に留める迅速な対応体制を整備する。
- (2) 当社及び当社グループは、社長の指示に従い、定期的にリスクの洗い直し及び評価を行い、リスクの回避・軽減・転嫁・保有等の対応策を検討し実施する。
- (3) 当社は、当社グループのリスク管理を担当する部署として、当社統括管理部において、リスクマネジメント推進にかかる課題の抽出と対応策の進捗管理を行い、年2回グループ会社より報告を義務付ける。
- (4) 重要なリスクが発生又はその恐れが生じた場合は、「内部統制委員会」を開催して対応策を検討・審議し、損失の防止及び収益の保全、再発防止等危機管理にあたる。
- (5) 内部監査室(グループ会社を含む)が各部門の往査を行うにあたっては、常にリスク管理の視点から監査を行い、リスク管理の徹底を図る。
- (6) 取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合には、速やかに対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社グループは、取締役会の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、「取締役会規程」「稟議規程」「組織規程」「業務分掌規程」等を常に見直し、整備し運用する。
- (2) 当社グループは、取締役会を定期開催するほか、適宜臨時の取締役会を開催し、活発な意見の交換によって活性化した取締役会を運営して、迅速な経営意思の決定と効率的な業務執行を行う。
- (3) グループ会社においては、社長の諮問機関として、取締役、監査役及び部長をもって構成する「経営会議」の運営を充実し、その審議内容を取締役会に反映して、的確な執行決定を徹底する。また、その報告を義務づける。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の「コンプライアンス規程」をグループ会社に準用し、当社と一体となったコンプライアンス体制を確立する。
- (2) グループ会社にコンプライアンス担当部署を置き、当社統括管理部との連携を密にするとともに、「内部統制委員会」にも関与させて、グループ全体のコンプライアンスの統括・推進の一翼を担わせる。
- (3) グループ会社の経営は、自主性を尊重するが、年度事業計画の策定、月次決算の報告及び重要事案の事前協議を行い、グループ会社の事業内容の的確な把握を行う。
- (4) 当社は、月1回、当社及びグループ会社の取締役が出席するグループ会社が開催する経営会議で、重要な事象が発生した場合に報告を義務付ける。
- (5) 当社の相談・通報体制をグループ会社に準用して運用する。
- (6) 内部監査室は、グループ各社の内部監査室と連携し、各社の内部監査結果の報告を収集しその結果を当社監査役へ報告する。

6. 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 現在は、監査役の職務を補助すべき従業員はいないが必要に応じて監査役補助者の任命、解任、人事異動等について、監査役会の同意を得て、取締役会が決定する。なお、監査役補助者は業務執行の業務を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。
- (2) 内部監査室(グループ会社を含む)は監査役と共同監査等を行い、監査の効率性及び監査の質の向上を図る。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役及び従業員は、法令違反及び会社に損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合のほか、内部監査(グループ会社を含む)の実施状況、コンプライアンスに関する事項については、速やかに監査役に報告することを徹底する。
- (2) 監査役は、取締役会のほか、必要に応じて業務の執行状況を把握するために諸会議(グループ会社を含む)に出席するほか、稟議書、契約書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役その他から説明を求める。
- (3) 監査役及び監査役会が、法令及び監査役監査基準に従って、業務及び財産の状況に関して報告を求めた場合は、遅滞なくその内容を報告するほか、社内通報を含め、監査役への適切な報告体制を確保する。
- (4) 監査役に報告を行ったことを理由として、不利益な取り扱いを受けないこととし、適正に対応する。

8. 監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 監査役の職務執行上必要と認められる費用については予算化し、その前払い等の請求があるときは当該請求が適正でない場合を除き、速やかにこれに応じることとする。

(2) 緊急又は臨時に支出した費用については、事後の償還請求に応じる。

9. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役会が決定した監査基準及び監査実施計画を尊重し、円滑な監査の実施及び監査環境の整備に協力する。

(2) 会計監査人から会計監査の結果について報告を受けるなど連携を密にすることに取締役が協力する。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社及びグループ会社の財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制システム構築のための基本方針」を制定するとともに、金融商品取引法に基づく内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととともに、金融商品取引法及びその他関係法令等への適合性を確保する体制を整備し運用する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 国が示した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」また、日本経団連がまとめた「企業行動憲章」を基本姿勢とし、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応することや、各関連規程の充実及び周知徹底を図り、当社及びグループ各社への啓発活動に努める。

(2) 当社統括管理部を対応部署とするが、同部門に一任せず会社全体で対応することとしている。

(3) 兵庫県企業防衛対策協議会に加盟しており、同協議会にて開催される会議等に参加し、情報の共有化を図り、協力体制を整備している。

その他

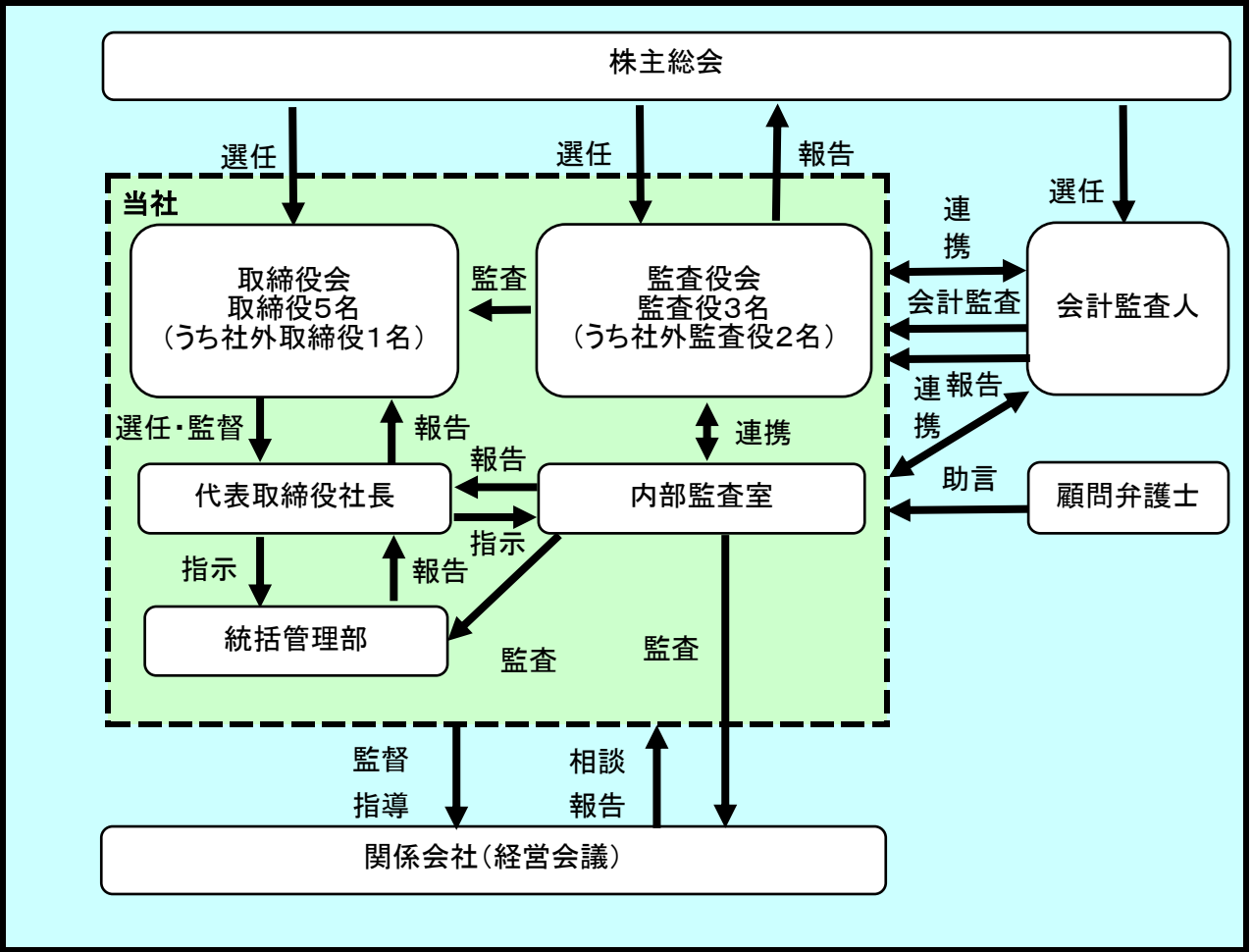
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレートガバナンス模式図



適時開示体制の概要

